

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 抵当目的建物を不法占有する者に対して抵当権者が抵当権設定者の妨害排除請求権を代位行使を認めた最高裁の平成11年の大法廷判決は、貸金債権を被保全債権としていた。
- 02 債権者が金銭債権を保全するために訴訟において債権者代位権を行使し、第三債務者に支払いを請求する場合において、債務者に資力があることが判明したときは、この請求は棄却される。
- 03 債務者が300万円の動産と200万円の貸金債権を有している場合、債務者には責任財産としての動産があるから、債務者に対して500万円の債権を有する債権者は、200万円の貸金債権を代位行使することができない。
- 04 債権者が訴えによって債権者代位権を行使する場合、被告とできるのは、代位行使される権利の相手方だけであって、債務者は被告とならないから、代位訴訟の判決の既判力は債務者には及ばない。
- 05 Aに対して500万円の α 債権を有しているXが、AのYに対する800万円の β 債権を代位行使する場合、Xは、500万円の限度でしか β 債権を代位行使することができない。
- 06 動産の引渡しを求める債権につき債権者代位権を行使した債権者は、その動産を直接に自己に引き渡すよう第三債務者に請求することができ、代位債権者は、受領した動産の所有権を取得し、この動産につき優先的な権利を取得したのと同じ結果となる。
- 07 債権者代位権を行使するためには、被保全債権は、代位の対象となる権利より前に発生していなければならない。
- 08 甲地がYからA、AからXへと輾轉売買された場合、Xは、AのYに対する移転登記請求権を代位行使し、YからXへの直接の所有権移転登記請求権を行うことができる。
- 09 判例によれば、債権者が債権者代位権を行使した場合、それが裁判外の行使であっても、債権者代位権の行使を債務者に通知すれば、債務者は、もはやその権利を行使したり、処分したりすることが禁止される。
- 10 債権者は、形成権や時効援用権など差押えのできない権利であっても、差押禁止債権であっても債権者代位権によって代位行使ができる。